

令和5年7月5日
障害福祉部
障害施策推進課

(仮称)世田谷区手話言語条例(素案)について

1. 主旨

区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるための条例制定に向け、学識経験者や手話を必要とする当事者等で構成される条例検討会(以下「検討会」という。)、障害者団体、障害者施策推進協議会等から意見をいただき検討を進めてきた。

この度、条例(骨子案)へのパブリックコメントでいただいた意見等を踏まえ、区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めることにより、手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会の実現を目指すことを目的とした(仮称)世田谷区手話言語条例(素案)をまとめたので以下の通り報告する。

2. これまでの経過

令和4年	5月26日	福祉保健常任委員会	独立した手話言語条例の制定を検討することを報告
	11月11日	福祉保健常任委員会	条例制定に向けた検討を開始することを報告
	12月16日	第1回検討会	
令和5年	1月25日	第2回検討会	
	2月10日	福祉保健常任委員会	条例の検討状況を報告
	5月30日	福祉保健常任委員会	条例(骨子案)を報告
	5月31日	第3回検討会	
	6月9日～6月30日	パブリックコメント	
	6月14日・15日	手話言語に関するワークショップ開催	

3. 条例(素案)について

資料5-1(素案)

資料5-2(骨子案・素案 対照表)を参照。

○骨子案から素案への主な変更点

- ・前文に「手話を必要とする乳幼児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心した生活を送るための環境を整備」について明記。
- ・「手話の普及啓発」に「言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設ける」ことについて明記。
- ・「手話による情報取得」とともに「手話による意見表明」について追記。

4. パブリックコメントの状況

条例（骨子案）へのパブリックコメントを実施し、区のホームページやハガキ等による意見提出があった。

(1) パブリックコメントの期間

6月9日（金）～6月30日（金）

(2) 意見提出件数 ※6月22日現在

18件

(3) 内容

1件の意見に複数の内容が含まれている場合があり、整理・分類後の件数は22件であった。

条例骨子案に関すること	言語としての手話の認知・理解・文化に関すること	情報コミュニケーションに関すること。	その他 (個人的感想や語句について等)	合計
12件	4件	4件	2件	22件

(3) 代表的な意見と区の考え方

意見	区の考え方
取り組みの中には、手話通訳者の養成や技術、専門性の向上が挙げられている。通訳者は専門技能を持っているにもかかわらず、給与水準も時給も専門職に見合ったものではないと思う。通訳者の待遇が改善されなければ志す人も増えず、手話を必要とする。人たちの人権を尊重する環境は整備されていない。ぜひ通訳者の養成、待遇改善に努めてほしい。	手話通訳者の人材確保や養成等について条文に盛り込むとともに、手話通訳者の処遇改善を含めた具体的施策について、いただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。
災害時ではスマホが使えない場合があるので、避難等の情報伝達に限定した手話の会得を目指すことを検討してほしい。	災害時における措置について条文に盛り込むとともに、災害時の情報取得や意思疎通のための具体的施策について、いただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。

5. 条例に基づく重点的な取り組みについて

「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」及び「（仮称）世田谷区手話言語条例」に基づく施策については、次期（仮称）せたがやインクルージョンプランに反映する。また、日常生活や学校、就労、福祉サービス利用等において、ろう者、難聴者、中途失調者など手話を必要とする当事者が手話を使いやすい環境の整備に重点的に取り組む。

6. 令和6年度以降に取り組む主な施策例

- ・遠隔手話通訳の実施
- ・手話通訳者の処遇改善
- ・区報、区公式YouTube等を活用した普及啓発
- ・区立小中学校における手話の普及や理解促進に関する啓発
- ・区民向け手話講習会の拡充
- ・事業者や区職員、教員向け手話講座の実施

7. 今後のスケジュール（予定）

令和5年	8月	政策会議(条例素案)
	9月	福祉保健常任委員会(条例素案)
	11月	政策会議(条例案)
		福祉保健常任委員会(条例案)
		第4回定例会（条例案の提案）
令和6年	4月	条例施行